

板橋区立男女平等推進センター
スクエア・1（あい）

平成25年度 事業報告書



平成26年8月

板 橋 区

目 次

平成 25 年度事業報告書

1	施設概要	1
2	事業実施状況	
(1)	平成25年度講座・講演会	7
(2)	平成25年度発行物	13
(3)	平成25年度その他啓発	14
(4)	第14回いたばし男女平等フォーラム講演内容	16
3	参考資料	
(1)	板橋区男女平等参画基本条例	37
(2)	男女平等推進センター「スクエア・I（あい）」施設紹介	41
(3)	男女平等推進センター「スクエア・I（あい）」相談業務紹介	42

1 施設概要

(1) 設置目的

男女平等参画社会の形成に関し、区民活動の支援、相談、情報収集等の男女平等参画施策を推進する拠点施設として設置。

(2) 名称

板橋区立男女平等推進センター

(3) 愛称

スクエアー・I (あい)

※ 開館から10周年にあたる平成21年3月に公募により決定。

「たくさんの方々が集まる場(スクエアー)を板橋(I)に作ってほしい」という思いが込められている。また、英語のIには、「私」や「アイデンティティ」、「愛する」の意味合いも含んでおり、老若男女誰もが集い、主体的に学習できる場所であることを表している。

(4) 所在地

東京都板橋区栄町36番1号 区立グリーンホール2階

(東武東上線大山駅下車徒歩5分、都営三田線板橋区役所前駅下車徒歩5分)

(5) 連絡先

電話 03-3579-2790

FAX 03-3579-2787



(6) ホームページ

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_categories/index01010002.html

(7) 開館時間

9時～21時30分(休館日: 年末年始、施設点検日)

(8) 開設年月日

平成11年10月1日

(9) 施設規模及び内容

施設面積	320.30 m ²
内訳：	
事務室	74.27 m ²
会議室	93.06 m ²
情報資料コーナー	57.09 m ²
団体交流コーナー	18.18 m ²
保育室	41.24 m ²
相談室	18.28 m ²
倉庫	18.18 m ²

施設紹介

団体交流コーナー
資料を読んだり、活動・交流の場としてお使いいただけるフリースペースです。登録団体の方も中心に一般の方も使用できます。

会議室
広報誌スクエア・I(あい)の編集会議はここで行われます。登録団体は使用料3割減で利用できます。

情報資料コーナー
男女平等参画や自分らしい生き方に关する本がいっぱい！登録あれば本も借りられます。

保育室
スクエア・I(あい)主催の講座の保育はここで！楽しいおもちゃいっぱい、明るい保育室です。

事務室

倉庫

印刷機

階段

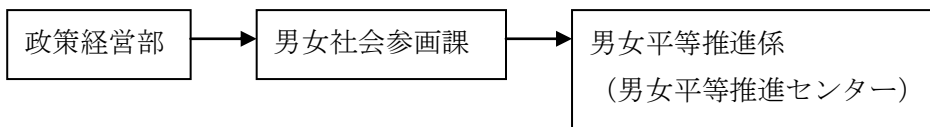
エレベーター

女性W.C.

男性W.C.

高層部

(10) 組織



2 事業実施状況

(1) 平成25年度講座・講演会

講座	内容
----	----

いたばし(あい)カレッジ前期 男女平等参画基礎講座 「板橋区に男女平等参画社会を実現しよう」

男女平等参画の基礎について幅広く学ぶ連続講座【東京家政大学との共催】

【内容】

板橋区の目指す男女平等参画社会の姿、地域の保育力・教育力、家庭生活と職場における男女平等参画の実現、高齢化社会、女性に対する差別と暴力根絶

【参加者の声】

・男女平等参画について、多角的に勉強する機会でした。若い世代から高齢者まで、すべての年代の人の生活にかかわる問題であり、その事をもっと多くの人に認識を持ってほしいと強く願っています。
 ・女は老後をどう生きていけばいいのか考えたくて参加し、勉強させて頂きました。



【関根靖光さん】

月日	テーマ	講師	参加者
9月	17(火) 男女平等参画社会の夢を理解しよう ～板橋区の目指す男女平等参画社会とは、そもそもどのような社会なのか～	関根靖光さん 東京家政大学人間文化研究所 所長	26名
	24(火) 子どもたちを育む地域の保育力 ～区の子どもの健全な生活環境のために、板橋区は何をしているのか～	片岡輝さん 前東京家政大学学長	20名
10月	15(火) 男女とも、生活を営み仕事に従事する 権利を互いに尊重しよう ～板橋区の家庭生活と職場における男女平等参画を実現するために、どのようなことが必要か～	福沢恵子さん 女性労働協会専務理事	15名
	21(月) 男女平等参画社会の未来を左右する 教育力 ～板橋区の教育は男女平等参画社会実現に、どのように寄与しているのか～	青木幸子さん 東京家政大学教授	22名
11月	11(月) 高齢者も積極的に参画できる生涯100 歳時代 ～高齢者が安心して暮らせ、積極的に参画できる社会は実現可能なのか～	樋口恵子さん 東京家政大学名誉教授	22名
	18(月) 慰安婦、売買春、セクハラ、DVのない 社会をめざして ～女性に対する差別と暴力根絶のために、板橋区はどのような施策を講じているのか～	金城清子さん 津田塾大学名誉教授	22名

時間はいずれも、13:30～15:00

いたばし(あい)カレッジ後期 「女性のためのコミュニケーション&キャリアデザイン講座」

働く女性が、仕事と生活のスキルアップに必要なことを幅広く学ぶ連続講座

【内容】

アサーティブ・トレーニングとは、相手に伝わるコミュニケーション方法、女性が納得して働くということ、女性らしいリーダーシップとは、ビジョンを持って生きる

【参加者の声】

・仕事をする上で気づかなかったことがわかりました。
 ・講座の内容は簡単すぎず難しすぎず、社会や生活で使える内容でした。



【田中雅子さん】

月日	テーマ	講師	参加者
12月	5(木) アサーティブ・トレーニング ～アサーティブネスの基礎を学ぶ～	田中雅子さん 特定非営利活動法人 アサーティブジャパン認定講師	27名
	19(木) アサーティブ・トレーニング ～もっと素直に頼んでみよう！～		22名
1月	9(木) 女性のためのコミュニケーション 上達講座 ～もうコミュニケーションなんかで困らない！	萩尚子さん 心理カウンセラー	25名
	23(木) 現代にふさわしい男女平等意識を 考える ～女性が納得して働くということ～		19名
2月	6(木) 女性らしいリーダーシップの磨き方 ～素敵なエンパワーメントの仕方～	池之上美奈緒さん コミュニケーション講師	17名
	20(木) 「わたし」の存在価値を高めるために ～ビジョンを持って、自分らしく生きよう！～		17名

時間はいずれも、18:30～20:00

いたばしI(あい)カレッジ公開講座 「好感度の Value Up 術 ～おとなのマナー力向上のヒント～」

イキイキとした人生を送るために、知っておきたいことや、おとなのマナー力向上のヒントを学ぶ講演会

【内容】

実年齢と生活年齢を知る、心は形に表して相手に通じる、顔は心を作る

【参加者の声】

- ・日頃なにげなく行っていることがマナーから外れていることに気づき目からウロコでした。
- ・今日から笑顔であいさつを心がけます！

月日	テーマ	講師	参加者
3月 15(土)	好感度の Value Up 術 ～おとなのマナー力向上のヒント～	岩下宣子さん NPOマナー教育サポート協会理事 専務	54名

時間は、14:00～16:00



【岩下宣子さん】

男女平等参画セミナー 女性のための起業家入門講座

“起業”を夢で終わらせたくない女性向けのセミナー 【産業振興課との共催】

【内容】

成功する秘訣、起業のノウハウ、先輩企業家との交流会

【参加者の声】

- ・交流会でのお話しが勉強になり、前向きに生きていけます。
- ・漠然と参加しましたが、目標が見えてきて挑戦してみたくくなりました。

月日	テーマ	講師	参加者
7月	13(土) 講義「成功する秘訣・資金調達・起業計画」 体験談「女性社長が語る起業のノウハウ」 交流会「受講者と講師の交流会①」	中嶋修さん 板橋区立企業活性化センター長 大野広江さん 株式会社C.S代表取締役	13名
	27(土) 交流会「受講者と講師の交流会②」 交流会「起業をめざす受講者同士のネット ワークづくり」	及川美和さん 株式会社ビルパーツ代表取締役 田中由子さん 印象の輝き研究オフィスAA&Y2代表	11名

時間はいずれも、14:00～16:30



【中嶋修さん】

男女平等参画セミナー 「育休ママ・育休パパのための職場復帰セミナー」

育休から職場復帰する方を対象に、仕事と育児を両立する心構えを学ぶセミナー

【内容】

- ・仕事と育児の両立に対して漠然と感じている不安を払拭し、一步を踏み出す覚悟を持つ。
- ・家族(パートナー)としてどのように協力したらよいのかを理解してもらう。

【参加者の声】

- ・復職を2か月後に控え、不安に感じていたことがクリアになり、両立を前向きに捉えることができました。
- ・育休中・復帰後について少しイメージがわかりました。夫と一緒に考えていきたいです。

月日	テーマ	講師	参加者
7月 20(土)	育休ママ・育休パパのための職場復帰 セミナー	山口理栄さん 育休後コンサルタント	27名

時間は、10:00～12:00



【山口理栄さん】

男女平等参画セミナー DV防止セミナー「これって愛？ それとも... DV？」

事例から学ぶDV基礎講座

【内容】

DV認知の今と昔、被害事例、加害者の特徴、被害者の心理、脱出後に起こりやすい事

【参加者の声】

- ・客観的に自分の状態を把握できてよかったです。
- ・加害者の特徴、心理について聞けたのがよかったです。

月日		テーマ	講師	参加者
1月	11(土)	これって愛？ それとも... DV？	萩尚子さん 心理カウンセラー・メンタル トレーナー	10名

時間は、13:00～15:00



【萩尚子さん】

男女平等参画セミナー 家事シェア講座

「男だからって遠慮していちやもったいない。ただいま！ って帰りたくなる暮らしづくり。」

帰ってすぐに実践できる、思いやりと笑顔広がるお片付けのコツを学ぶセミナー

【内容】

- ・家事分担とシェアの違い
- ・家事シェアしやすい片付けのコツ

【参加者の声】

- ・元気が出るお話、とてもよかったです。
- ・納得することが多く目からうろこでした。

月日		テーマ	講師	参加者
3月	1(土)	「ただいま！」って帰りたくなる暮らしづくり。	高麗朋子さん 家事シェアパートナー	28名

時間は、14:00～16:00



【高麗朋子さん】

就労支援セミナー 女性のための就職支援セミナー

結婚や出産等で仕事を離れた女性をはじめ、女性全般の就職をサポートする講座【産業振興課との共催】

【内容】

主婦モードから社会人モードへ、戦略を立てる、はじめにやりたいことありき、自分の強みを大切に、自分に自信を取り戻す、就職は若くても悩む時代

【参加者の声】

- ・自分の考え方が偏っていたことに気づき、刺激になりました。
- ・夫や子供はほめてきもちよく接することが、自分のためになるという話が大変参考になりました。

月日	テーマ	講師	参加者
12月	9(月) 就職の不安・疑問を解消①	上田晶美さん ハナマルキャリア総研代表	7名
	10(火) 就職の不安・疑問を解消②	二本柳聡美さん ハナマルキャリア総研主任研究員	4名
	17(火) 自分に合った仕事の探し方	池之上美奈緒さん テンプスタッフキャリア コンサルティング㈱	6名

時間は、10:00～12:00 (3回目のみ9:30～12:00)



【二本柳聡美さん】

就労支援セミナー 女性のための再就職支援セミナー 「もう一度働きたい！ 今日から始める就活ポイント」

就職を考えている女性を対象に、実践的ですがすぐに役に立つ技術を学ぶセミナー【東京しごとセンターとの共催】

【内容】

自分らしく働くために、自分自身を知る、求人情報をみる、応募書類を書く、面接をする

【参加者の声】

- ・長い間履歴書を書いていなかったもので、履歴書の書き方がとても勉強になりました。
- ・面接の入室から着席までが勉強になりました。

月日	テーマ	講師	参加者
1月	29(水) もう一度働きたい！ 今日から始める就活ポイント	上田晶美さん ハナマルキャリア総研代表	24名

時間は、13:30～16:30



【上田晶美さん】

第14回いたばし男女平等フォーラム ワーク・ライフ・バランス 「笑っている父親が いたばしをカエル」

広く区民の方に、男女平等参画意識を普及・啓発するためのイベント【区民運営メンバーとの協働】

【内容】

「イクメン」と叫ばれるようになった理由、どうしたらいいかわからない男性たち、共働き・共育てのススメ

【参加者の声】

- ・落語はライブで初めて聴きましたが、臨場感があってよかったです。
- ・「父親を楽しむ」理念が素晴らしいですね。
- ・時代に即した企画でよかったです。少しずつ男性の意識が変わってくれることを期待しています。

※講演内容は、16ページをご覧ください。

月日	テーマ	講師	参加者
11月 30(土)	創作落語「めでいあ・りてらしー」 講演「笑っている父親が いたばしをカエル」	千金亭値千金さん 男女共同参画落語創作・口演家 徳倉康之さん NPO法人ファザーリング・ジャパン事務局長	75名

時間は、13:00～16:00



【千金亭値千金さん】



【徳倉康之さん】

区民協働企画講座 「デートDVってなに？ 思春期の子どものおとなが知っておくこと」

恋愛とDVの違いは何か、もし身近な人がデートDVにあったら何ができるのかを考える講座。

【NPO法人青い空との共催】

【内容】

- ・「デートDV」ってなに？
- ・デートDVはどうして起こるか？
- ・おとなが変わると社会が変わる。まわりのおとなができる事

【参加者の声】

- ・若い人向けは講座は多いが、「おとなとして知る」という部分の講座という内容に興味を受けました。
- ・知らないことだらけだったので、気付きが多くありとても勉強になりました。

月日	テーマ	講師	参加者
11月 9(土)	デートDVってなに？ 思春期の子どものおとなが知っておくこと	齊藤薫さんほか1名 青い空デートDV防止事業担当	10名

時間は、10:00～12:00



【齊藤薫さん】

区民協働企画講座 「子どもが喜ぶお父さんの一芸を学ぼう」

お父さんが、子どもと楽しくふれあえるように、あそび歌などを学ぶ講座【いたばし子育て支援 フラワー】

【内容】

- ・あそび歌を親子でうたう、新聞紙や折り紙でふれあう、読み聞かせの方法

【参加者の声】

- ・子供とのふれあいのヒントを沢山学べました。
- ・新聞紙や折り紙が楽しかったです。

月日	テーマ	講師	参加者
1月 13(月・祝)	子どもが喜ぶお父さんの一芸を学ぼう	荒巻シャケさん あそび歌作家	21組

時間は、10:00～12:00



【荒巻シャケさん】

区民協働企画講座 「私、辞めたくないんだけど…」 「私、働きたいんだけど…」

女性が結婚、出産、育児と仕事を両立させる方法を参加者と一緒に考える講座
【いたばしアイカレッジ・ネットとの共催】

【内容】

便利なサービスや道具の利用方法、就職において必要なこと、職場復帰直前チェックリスト

【参加者の声】

- ・具体的な例を基に、講師の豊かな経験からの話がよかった。
- ・自分のやりたいことを積極的に追及していくことが大事とわかりました。

月日	テーマ	講師	参加者
3月 28(金)	「私、辞めたくないんだけど…」 「私、働きたいんだけど…」	山口理栄さん 育休後コンサルタント	22名

時間は、14:00～16:00



【山口理栄さん】

I(あい)サロン

気軽に集まり自由におしゃべりする“仲間づくり”の場 【男女平等推進センター登録団体と協力して運営】

【内容】

毎月いろいろなテーマでのおしゃべり

【参加者の声】

- ・楽しい時を過ごせた。
- ・お話をしながら楽しく物づくりを教えていただけてよかったです。
- ・今日のサロンは、世界の話で面白かったです。
- ・詩の朗読、紙芝居、歌等楽しかったです。
- ・情報交換をできる安全な場所ですね。

月日	テーマ	協力団体	参加者
4月 2(火)	パープリーボンストラップを作りながら、おしゃべりしましょう	(男女社会参画課)	2名
5月 7(火)	パープリーボンストラップを作りながら、おしゃべりしましょう	(男女社会参画課)	6名
6月 4(火)	本を声で楽しみましょう	しくらめんの会	20名
7月 2(火)	子育てドリームマップを使って、おしゃべりしましょう	わくわくプロジェクト	11名
8月 6(火)	小物づくり、絵手紙などをしながら、おしゃべりしましょう	新日本婦人の会 板橋支部	22名
9月 3(火)	子育てドリームマップを使って、おしゃべりしましょう	わくわくプロジェクト	11名
10月 1(火)	カレンダーを再利用して紙袋作りしながら、おしゃべりしましょう	男女平等12人会	14名
11月 5(火)	絵本の読み聞かせ「私がちいさかったとき(原爆の子)他」	板橋つくLOG会	14名
12月 3(火)	子育て世代の方で交流しながら、おしゃべりしましょう	NPO法人 徳丸子どもセンター	25名
1月 7(火)	世界の風を感じませんか?	いたばし区男女平等参画研修者の会	19名
2月 4(火)	手作りしながら、おしゃべりしましょう	いたばしアイカレッジ・ネット	13名
3月 4(火)	子ども、人権などに関するおしゃべりしましょう	NPO法人 青い空	4名

偶数月は、14:00～16:00、奇数月は、10:00～12:00



【パープリーボンストラップ作り】

(2) 平成25年度 発行物

男女平等参画推進情報誌「スクエアー・I(あい)」 第19号

地域で働く、地域で生きる



子育てや介護などのライフスタイルの変化をきっかけに、自分の暮らす地域と関わり始める人も多いのではないのでしょうか。「地域のために働き地域で生きる」という働き方をして、NPO法人ワーカーズコープの職員・小川勇氣さんに、地域活動の現状と今後の可能性についてお話を伺いました。

【内容】

- ・特集：地域で働く、地域で生きる
- ・コラム：言葉を考える ～気をつけたいカタカナ語～
- ・スクエアー・I(あい)からのお知らせ、登録団体活動紹介
- ・スクエアー・I(あい)本棚のおすすめ本

※区民編集委員5名との協働で作成
(10月1日発行)

男女平等推進センター通信「I City ～あいしてい～」 No.6

自分にあったワーク・ライフ・バランス



ワーク・ライフ・バランスは日本語で「仕事と生活の調和」と訳されることが多い言葉ですが、仕事の有無に限らず、個人の生活スタイルに合わせて、自分に合った活動の工夫をすることが大切だと言われています。

自分の年齢や環境に合ったワーク・ライフ・バランスを進めて「いきいき人生」の実現に役立ててみませんか？

【内容】

- ・相互作用でいきいき効果 自分にあったワーク・ライフ・バランス
- ・いきいき生活のヒント発見！自分が輝くバランスで充実した暮らし
- ・無くそう！セクハラ！
- ・ひとりで悩まず まず相談

(7月23日発行)

男女平等推進センター通信「I City ～あいしてい～」 No.7

改正DV防止法



DV防止法は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律で、平成13年に制定されましたが、このたび、同法律の一部を改正する法律が成立し、平成26年1月3日に施行されます。

これを契機にDV防止と被害者支援について考えてみてください。

【内容】

- ・改正DV防止法の流れと改正のポイント / 相談窓口の情報
- ・DV防止セミナーのご案内 / デートDV防止の普及啓発活動
- ・こちらもご存知ですか？ 改正ストーカー規制法
- ・犯罪被害者週間行事を開催しました！
- ・いたばし good balance 会社賞 受賞企業のご紹介

(12月20日発行)

(3) 平成25年度 その他啓発

内 容

いたばし区民まつり「男女平等推進センターPRコーナー」

多くの区民に男女平等参画意識を普及・啓発するために、男女平等推進センター会議室を開放

【内 容】

パネル展示、ポスター展示(男女平等参画基本条例、ワーク・ライフ・バランス、DV等)、男女平等カルタの展示、登録団体紹介展示、DVD上映、啓発物品配布(パープルリボンストラップ、ホワイトリボンストラップ等)

【参加者の声】

- ・休憩しながらいろいろ読んで知ることができました。
- ・男女平等推進センターがあると分かっただけでも良かったです。
- ・カルタがすごく可愛くてわかりやすかった。

※男女平等推進センター登録団体のボランティアと運営しています。
(10月20、21日)



大東文化大学ミニセミナー

教員をめざす大学生に向け、固定的性別役割分担意識についてのミニセミナー

【内 容】

固定的性別役割分担意識とは、子どもの個性を奪わないために、教員になったときに注意してほしいこと

【学生の声】

- ・「女の子だから」「男の子だから」という目で見ず、子どもの個性を大切にしたいと思いました。
- ・無意識のうちに、男女の区別を社会生活の中でしてしまっている事はとても多い事を改めて気付く事が出来ました。
- ・それぞれの夫婦で、自分たちの進め方を納得し合うべきだと思います。

※健康推進課、予防対策課と協働で実施
(7月4日)



区内大学大学祭への出展「デートDV防止啓発」

大学生とその保護者に向け、デートDVの現状、男女平等参画についての展示

【内 容】

パープルリボン・ホワイトリボンとは、デートDVに関する展示、男女平等推進センターの紹介

【出展大学】

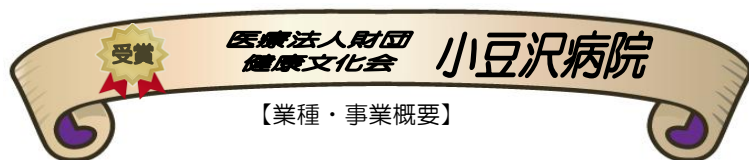
- ・帝京大学(10月19、20日)
- ・東京家政大学(10月26、27日)
- ・大東文化大学(11月3、4、5日)
- ・日本大学医学部(11月3、4日)
- ・淑徳短期大学(11月16、17日)

※健康推進課、予防対策課と協働で実施



「いたばし good balance 会社賞 2013」表彰企業紹介

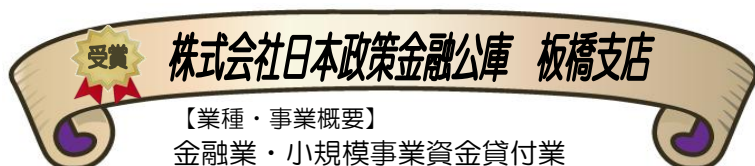
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けて、仕事と生活の両立支援や、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む中小企業等を、「いたばし good balance 会社賞」として表彰しています。平成25年度の受賞企業を紹介します。



<主な取組>

残業時間管理
 半日単位で年休が取得可能
 休業・休暇規定の整備
 助成金の支給
 メンタル相談窓口の設置
 地域住民との交流
 院内保育の実施

★病院全体の平均年間年休取得率は81%と高くなっています。(平成24年中)
 ★病院には女性従業員がとても多く、休暇を取りやすい職場風土と休暇制度が作り上げられました。
 ★大学病院などと比較すると、新規採用者の離職率はとても低くなっています。



<主な取組>

ノー残業デー実施
 研修・OJTの実施
 休日出勤の事前届出制
 会議ダイエット
 休暇管理表の作成・管理
 女性管理職比率増加に取組

★週3日のノー残業デーが定着しつつあります。
 ★残業時間の少なさは、全支店の中でもトップクラスです。
 ★女性社員がステップアップするため、教育プランを全員受講して日々研鑽を積んでいます。



<主な取組>

毎日ノー残業
 会議の就労時間内実施
 職場のサポート体制確立
 キッズボランティア制度
 職場環境の整備
 地域保育園・学校との交流

★職場では、お互い様といった雰囲気フォローしあっており、「やれる人がやる」という雰囲気になりました。
 ★3つある事業所間で日頃から交流を行っており、緊急時には事業所間でサポートできる体制を整えることができました。
 ★キッズボランティア制度により、子どもとデイケア・福祉作業所利用者との交流が生まれました。



(4) 第14回いたばし男女平等フォーラム講演内容

「ワーク・ライフ・バランス ～笑っている父親が いたばしをカエル～」

徳倉 康之 さん (NPO法人ファザーリング・ジャパン事務局長)

誠に申し訳ありません。講演内容につきましては、ホームページ上での公開は行っておりません。ご希望の方には、紙媒体でご提供いたしますので、男女社会参画課（3579-2486）までご連絡ください。

3 參考資料

東京都板橋区男女平等参画基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第13条）

第3章 推進体制（第14条・第15条）

第4章 苦情処理（第16条—第21条）

第5章 東京都板橋区男女平等参画審議会（第22条—第25条）

第6章 雑則（第26条）

付則

すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を發揮し、ともに住みよいまちをつくる男女平等参画社会の実現は、私たちの願いです。

しかし、社会における制度や慣行の中には、性別による固定的な役割分担など、男女の個人としての能力の發揮や活動の選択を制限するものがあり、これらの解消には、なお一層の努力が必要です。

板橋区では、人間性を尊重し、区民一人ひとりが地域の問題解決に自ら主体的に参加し、連帯していくことの中から生まれた地域からの発想を重視し、すべての人が互いに理解し支えあい、ともに生きるまちづくりに取り組んでいます。

そのためにも、男女が、個人としての自己の意思と責任によって選択した多様な生き方が尊重され、子の養育、家族の介護などの家庭生活と、職場や地域などにおける社会活動との両立ができ、様々な分野での政策や方針の決定過程に参画できる板橋区をつくる必要があります。

ここに、男女があらゆる分野における活動とともに参画し、利益を享受し、責任を担う男女平等参画社会の実現を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画社会の形成に関し、基本理念を定め、板橋区（以下「区」という。）、区民及び事業者・民間団体の責務を明らかにするとともに、協調と連携を図りながら男女平等参画社会の形成に関する施策（以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、区民すべての人権が尊重され、性別による差別のない社会を築き、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画社会 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を發揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、利益を享受し、責任を担う社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、通勤し、通学し、又は区内で活動するすべての個人をいう。
- (4) 事業者・民間団体 営利、非営利等の別にかかわらず、区内において事業・社会活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の心身に苦痛を与え、若しくは生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女平等参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。
- (2) 男女平等参画社会の形成を阻害する社会制度や慣行が是正され、男女が性別にかかわらず、その個性や能力を發揮する機会が確保されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における活動の方針決定の過程に参画する機会が確保されるとともに責任を担うこと。

(4) 男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択が尊重されること。

(5) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活と、職場、地域等における社会活動を両立することができるように環境が整備されること。

(性別による権利侵害の禁止)

第4条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、配偶者間等男女間のあらゆる暴力行為又は精神的に著しく苦痛を与える行為を行ってはならない。

(区の責務)

第5条 区は、男女平等参画社会の形成を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり、男女平等参画施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 区は、男女平等参画社会の形成を推進するために、必要な体制を整備し、及び財政上の措置を講じるものとする。

(区民の責務)

第6条 区民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他社会の様々な活動の場において、男女平等参画社会の形成に向けて取り組むよう努めるものとする。

2 区民は、区及び事業者・民間団体との連携を図り、男女平等参画社会の形成を積極的に推進するものとする。

(事業者・民間団体の責務)

第7条 事業者・民間団体は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会の形成についての理解と認識を深め、事業・社会活動を行うに当たり、男女平等参画を促進するものとする。

2 事業者・民間団体は、区及び区民との連携を図り、男女平等参画社会の形成を積極的に推進するものとする。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 区長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等参画社会実現のための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、公表しなければならない。

2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ区民及び事業者・民間団体の意見、実態等を把握するために必要な措置を講じるとともに、第22条に規定する東京都板橋区男女平等参画審議会に諮問しなければならない。

3 区長は、行動計画の実施状況報告書を毎年1回作成し、公表しなければならない。

(男女平等参画の促進)

第9条 区長は、男女平等参画を促進するため、区の付属機関等の委員の男女構成について行動計画に数値目標を定め、積極的改善措置を講じ、男女間の均衡を図るものとする。

2 区長は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者・民間団体に対し、雇用の分野における男女の参画状況等について助言を行うことができる。

(調査、研究等)

第10条 区は、男女平等参画社会の形成に関し、必要な調査、研究並びに情報の収集及び分析を行うものとする。

(教育及び啓発の推進)

第11条 区は、男女平等参画社会の形成に関し、学校教育その他の教育及び啓発活動を通じて、区民及び事業者・民間団体の理解を深めるよう適切な措置を講じるものとする。

(普及広報)

第12条 区は、男女平等参画社会について、区民及び事業者・民間団体の理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

(事業者・民間団体への支援)

第13条 区は、男女平等参画を推進する事業者・民間団体への支援に努めるものとする。

第3章 推進体制

(男女平等参画推進本部の設置)

第14条 区は、区長を本部長とする男女平等参画推進本部を設置する。

2 男女平等参画推進本部は、男女平等参画施策を総合的に企画し、進行を管理し、及び実施結果を評価し、並びに調整を行うものとする。

(男女平等推進センターの設置)

第15条 男女平等参画社会の形成に関し、区民活動の支援、相談、情報収集等の男女平等参画施策を推進する拠点施設として、東京都板橋区立男女平等推進センターを設置する。

第4章 苦情処理

(苦情の申立て)

第16条 区民又は事業者・民間団体は、次に掲げる事項について、次条に規定する東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会に苦情の申立てをすることができる。

- (1) 区が実施する施策のうち、男女平等参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる事項
- (2) 男女平等参画社会の形成を阻害すると認められる事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については苦情の申立てをすることができない。

- (1) 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
- (2) 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項
- (3) 区議会で審議中又は審議が終了した事項
- (4) この条例に基づく東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会の判断に関する事項

(苦情処理委員会の設置)

第17条 前条第1項に規定する苦情の申立てを処理するために、東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を設置する。

(苦情処理委員会の組織等)

第18条 苦情処理委員会は、男女平等参画社会の形成に深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員3人により組織する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(苦情処理委員会の職務等)

第19条 苦情処理委員会は、次に掲げる職務を公正、迅速かつ適切に行う。

- (1) 第16条第1項第1号の規定に基づく苦情の申立てに係る施策を実施する機関に対して、説明を求め、関係書類等の閲覧又は写しの提出を求め、必要があると認めるときは、区長に対して是正その他の措置を講じるよう勧告すること。
- (2) 第16条第1項第2号の規定に基づく苦情の申立てに係る関係者に対して、必要に応じて当該関係者の同意を得た上で、資料の提出若しくは説明を求め、又は当該関係者に助言若しくは是正の要望をするよう区長に要請すること。
- (3) 苦情の申立ての処理状況について、毎年度区長に報告すること。

2 区長は、前項第1号及び第2号の規定による苦情処理委員会からの勧告又は要請を受けたときは、その趣旨を尊重し、適切な措置を講じるものとする。

3 苦情処理委員会は、必要に応じ専門的な知識等を有する者から助言を受けることができる。

(委員の守秘義務)

第20条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の解嘱)

第21条 区長は、委員が心身の故障で職務の遂行に耐え得ないと認めるとき又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

2 委員は、前項の規定による場合のほか、その意に反して解嘱されることはない。

第5章 東京都板橋区男女平等参画審議会

(設置)

第22条 男女平等参画社会の形成を推進するために、東京都板橋区男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第23条 審議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ審議し、答申する。

- (1) 行動計画の策定に関する基本的な考え方
- (2) 行動計画の実施結果に関する評価
- (3) その他男女平等参画社会の形成に関する重要事項

(審議会の組織等)

第24条 審議会は、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の6を超えないものとする。

(委員の任期)

第25条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

スクエアー・(あい)

～大切にしたいあなたらしさ～



センターの施設を紹介します

板橋区立男女平等推進センター「スクエアー・(あい)」は、男女平等参画社会を推進するための拠点施設です。

- 会議室
- 情報資料コーナー
- 保育室
- 団体交流コーナー
- リソグラフ室 (印刷室)



団体交流コーナー

男女平等参画推進に関する活動・交流の場としてお使いいただけるフリースペースです。お互いの意見を交換しあったり、企画を練ったり、図書を閲覧したり、気軽にご利用いただけます。

会議室

センターの情報誌「スクエアー・(あい)」の編集会議はここで行われます。その他、センター企画の講座やセミナーが行われるほか、一般貸し出しも行っているため、会議や研修などにも

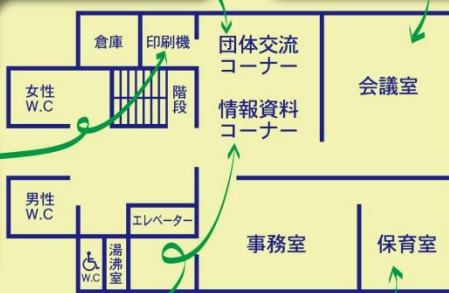


お使いいただけます。
(有料・予約制 定員45名)
登録団体は使用料3割減でご利用できます。

※東武東上線と都営三田線の各駅から近く便利なうえ、窓の外には大山公園の緑が望めるきれいな会議室です。

リソグラフ室 (印刷室)

リソグラフで男女平等参画推進に関する印刷物を刷ることができます。(事前登録が必要です。)活動報告や、資料の印刷などにご利用いただいています。近くには登録団体用のメールボックスもあります。



情報資料コーナー

性別・年代を問わず、暮らしや働き方・生き方をテーマにした図書、ビデオ、DVD、資料などがそろっています。ゆっくりご覧になってください。「貸出カード」を作れば、本を借りることもできます。(住所・氏名が確認できるものをお持ちください。)

保育室

会議室・団体交流コーナーをご利用の方のための保育室です。会議室のお隣なので、安心してお子様を連れて会議室の利用ができます。お子さんが楽しく過ごせるようにももちゃ・絵本がいっぱいそろった明るい保育室です。(定員10人)



登録団体加入のご案内

登録団体に加入すると・・・

こんなことができます。

- ① 活動の場として「団体交流コーナー」を優先して利用できます。(無料)
- ② 登録団体用のメールボックスが利用できます。
- ③ 印刷機を利用できます。(要登録・用紙はご持参ください)
- ④ 会議室が減額で利用できます。
- ⑤ 男女社会参画事業の情報をお知らせします。

加入するには・・・

- 「板橋区男女平等参画基本条例」の理念に賛同できる5人以上の団体であること。
- 構成員の半数以上が板橋区内在住・在勤・在学であること。
- 団体としての規約などが整備され、活動計画を有していること。

以上の点を確認の上、男女平等推進センター「スクエアー・(あい)」窓口で申請してください。

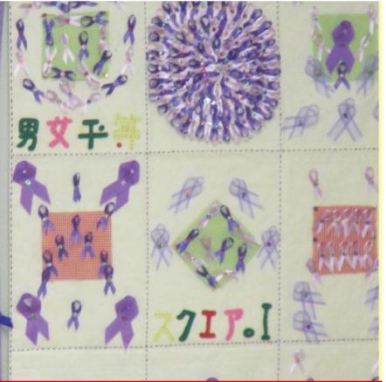


●東武東上線「大山駅」北口下車徒歩5分
●都営三田線「板橋区役所前駅」下車徒歩5分

板橋区立男女平等推進センター

スクエアー・I (あい)

～大切にしたいあなたらしさ～



センターの相談業務を紹介します

板橋区立男女平等推進センター「スクエアー・I (あい)」は、男女平等参画社会を推進するための拠点施設です。

●総合相談

●フェミニストカウンセリング

●DV 専門相談

セクハラに関する悩み
夫婦の悩み
心の悩み
人間関係の悩み
DVに関する悩み

何でもお気軽に相談してください

30分～1時間程度お話をうかがいます。
必要があれば各種専門相談をご紹介します。 「総合相談」

まずはお電話で

はい、男女平等推進センターです。どうしましたか？

秘密は厳守！
その場でご相談することもできますが、予約が優先です

<他の機関を紹介>

- 相談内容に合わせて他の相談窓口を紹介
- 法律に関することなど専門知識が必要な相談は関係機関を紹介

<DVの相談には…>

- 必要な支援を実施
- どのようにしたらいいか情報提供 (関係機関の紹介)
- 専門相談を案内

「DV 専門相談」

<カウンセリングが必要な場合は…>

- カウンセリングを案内し、相談内容の解決に向けた支援を実施

「フェミニストカウンセリング」

悩みが解決して スッキリ！

またいつでも相談してくださいね

相談内容	月	火	水	木	金	土	日
総合相談	●	●	●	●	●	●	
DV 専門相談	●		●	●	●	●	
フェミニスト カウンセリング			●	●	●	●	●
	10時～12時	13時～16時	第2,4,5			第1,3	
	(祝日、年末年始を除く)						

問合せ・予約
男女平等推進センター

TEL 03-3579-2188

月曜日～土曜日 9時～17時
(祝日・年末年始・施設点検日を除く)



パープルリボン

女性に対する暴力根絶運動のシンボルです。世界を、子どもや暴力の被害者にとって、より安全なものとするを目的として、アメリカで生まれました。内閣府では、毎年11月12日から25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めています。



ホワイトリボン

男性が男性に対し、男性による女性への暴力を止めようと呼びかける運動のシンボルです。男性から暴力を受けた被害者、特にDVで命を落とした女性への追悼の気持ちと、非暴力の意思を表す白いリボンを男性自身が胸につけることで、暴力反対を訴えます。

問合せ先 / 板橋区 男女社会参画課 TEL 03-3579-2486 FAX 03-3579-2787 j-danjo@city.itabashi.tokyo.jp

刊行物番号

26-57

板橋区立男女平等推進センター スクエア・I (あい)
平成25年度 事業報告書

発行 平成26年(2014年)8月
編集 板橋区政策経営部男女社会参画課
〒173-0015
東京都板橋区栄町36番1号
TEL 03-3579-2486
FAX 03-3579-2787

再生紙を使用しています。